

島根大学ソーシャルメディアガイドライン

平成29年9月7日制定
学長決裁
(令和7年1月9日最終改正)

1 主旨

近年、ソーシャルメディアは広く普及し、情報伝達とコミュニケーションの便利なツールとして活用されています。

しかし、気軽に利用できる一方で、ソーシャルメディアを利用した情報発信は、不特定多数の利用者がアクセスし閲覧できることから、不用意な情報発信により、発信者だけではなく、他者も巻き込む事件や事故が発生しています。また、発信した内容は発信者の意思に反し、第三者により保存や転載され、完全に削除することが困難となることもあります。発信内容から所属組織や個人が特定され、その結果、発信者本人のみならず関係者も将来において不利益を被る可能性があり、特に学生の皆さんは就職や進学の際に悪影響を及ぼすことも想定されます。

島根大学（以下「本学」という。）では、すべての職員と学生（以下「構成員」という。）が個人の責任において行うコミュニケーション活動を最大限尊重しつつも、本学の信用や構成員の品位を失墜させることなく、構成員がソーシャルメディアを適切に利用するための基本的な心得として、次のとおりガイドラインを定めました。

ソーシャルメディアを利用する際は、本ガイドラインの内容を理解し、責任ある行動を旨として利用してください。

2 ソーシャルメディアの定義

ソーシャルメディアとは、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、Weblog、動画共有サイト、無料通信アプリ等に代表されるインターネットやウェブ技術を用いて不特定多数のユーザーに情報を発信できるメディアサービスの総称をいいます。

3 ソーシャルメディア利用の心得

(1) 法令遵守

日本国の法令、各種サービスの利用規約、本学が定めた諸規則を遵守してください。海外においても、その国の法令等を遵守してください。

【日本国の法令（略称含む）の例】

- ・刑法
- ・個人情報保護法
- ・不正アクセス禁止法
- ・著作権法
- ・商標法
- ・児童ポルノ禁止法
- ・リベンジポルノ防止法
- 等

(2) 各種権利の尊重

基本的人権，肖像権，プライバシー権，著作権等を侵害することがないように十分留意し，情報発信してください。また，人権尊重の基本理念や倫理に反する特定の個人や団体への誹謗中傷，差別的な内容，猥褻な内容その他公序良俗に反する内容の情報発信は，法令等に違反しない場合であっても行わないでください。

(3) 守秘義務

授業や研究室，サークル，アルバイト等で知り得た守秘義務のある情報や，職務上知り得た守秘義務のある情報を発信しないように注意してください。

(4) 他者への敬意

情報発信に際しては，読み手や受け取る側の個性や多様性を尊重し，自身の考えを押し付けず，異なる意見や考え方，生き方をお互いに認め合うコミュニケーション活動を行ってください。

(5) 正確な情報の発信

正確な情報の発信を心がけ，虚偽の情報や誤解を招く情報を発信しないように注意してください。

(6) 免責文の記載

本学の構成員であることを明らかにした上でソーシャルメディアを利用する場合は，自身の意見・見解が本学の意見・見解を代表するものではないことを明記してください。

(7) 授業時間中・勤務時間中の情報発信

授業または業務として利用する場合を除き，授業時間中または勤務時間中に，ソーシャルメディアを私的利用した情報発信は厳に慎んでください。

4 本学における調査

ソーシャルメディアを利用した結果，法令違反，人権侵害及び守秘義務違反の疑いが生じた場合またはハラスメント行為に該当する等，不適切と本学が判断した場合には，関係機関と協議調整し，当該者の情報発信に関する履歴を調査する場合があります。また，発信内容によっては懲戒等の処分に発展することもあります。

5 ソーシャルメディアの安全性

各種サービスの設定によっては，特定のメンバーと情報交換を行っているつもりでも全世界から閲覧可能となっている場合もあります。また，GPS（位置情報）により発信

元や居住地を特定される可能性もあります。

附 則

このガイドラインは、平成29年9月7日から施行する。

附 則（令和7年1月9日一部改正）

このガイドラインは、令和7年1月9日から施行する。